

令和6年度(令和5年10月～令和6年9月)

安全重点施策の達成状況

1.安全に対する意識の向上

(1) 役員を含み、全従業員参加のもと、安全に対する研修会を年1回以上実施する

■乗組員研修会に船員2名、陸上員1名参加。

(2) それぞれの部署から、安全に関する意見を求め、可能な限りそれを実施、その内容を全部署に通知する

■社内ミーティングによる意見の聴取、通知は良好。

(3) 旅客・船員を問わず、軽微な事故についての運航管理者あての報告を徹底する

■良好。未報告事例「0」件。

2.「安全管理規程」をはじめとする関係法令の遵守に伴う運航可否の判断の適切な実施

(1) 船長は、風速・波高・視程が安全管理規程中に定めた基準に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとる

■良好

(2) 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討が必要と認めるときは、運航管理者と協議することとし、運航管理者と意見が異なるときは、運航を中止する

■協議の結果は良好、意見の不一致はなかった。

(3) 運航管理者は、安全管理規程中に定めた基準により運航を中止すべきと判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航を継続する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者を経由して経営トップへ連絡する

(4) 経営トップまたは安全統括管理者は、運航を中止すべきと判断した場合において運航が継続されている場合は、運航管理者にその理由を求め、理由が適切でないと認められない場合は、運航中止を指示する

■協議による運航可否判断は良好、意見の違いによる中止指示はなかった。

(5) 経営トップ、安全統括管理者及び運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示しない

■協議による運航可否判断は良好、意見の違いによる発航・継続・入港の指示はなかった。

3. 安全マネジメント態勢の構築

■安全マネジメント態勢の構築は一部不十分であった。

海技免状の確認漏れにより、有効期限の切れた船員を船舶に乗り込ませていた。

(1) 安全管理規程の作成及び届け出

(2) 安全統括管理者の選任及び届け出

(3) 上記(1)(2)に規定する手順の遵守

■作成・選任及び届出は適切に行われていた。

4. 旅客等の遵守事項の周知

(1) 運航管理者は、陸上において、法令及び運送約款に定める旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図る

■良好。掲示物および従業員への周知も出来ていた。

(2) 船長は、船内において、法令及び運送約款に定める旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図る

■良好。掲示物および利用者への直接の声掛けが出来ていた。

(3) 船長は、乗組員に対して旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させる

■巡視記録は良好。人身事故「0」件

盛運汽船株式会社